

## 海老名市測量業務積算要領

(目的)

第1条 この要領は、海老名市が建築工事として発注する測量業務に係る必要な事項を定め、もって調査業務の適正な積算に資することを目的とする。

(適用基準)

第2条 測量業務に係る積算業務については、「測量業務積算基準」(国土交通省関東地方整備局)を準用する。

(その他)

第3条 本要領の規定において、別に定める場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。